

新しい民生委員・児童委員の皆さんです

■民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、地域住民の立場で生活に関する困りごとの相談や支援を行うボランティアとして、福祉サービスや援助を必要とする方と行政機関等とのつなぎ役を担います。

■委員の身分と任期について

非常勤特別職の公務員です。民生委員法第15条において、住民一人ひとりの人格を尊重し、秘密を保持する守秘義務が課せられています。任期は3年（令和7年12月1日～令和10年11月30日）です。

■問い合わせ

松本市役所 健康福祉部 福祉政策課 計画担当

☎ 34-3227 fax 34-3204

Mail fukusi-k@city.matsumoto.lg.jp

入山辺地区

氏名	担当
原田 ミツ	橋倉、南方
滝沢 雅敬	西桐原
鎌倉 律子	東桐原
伊藤 佳代子	舟付、宮原
赤羽 正	北入中部、千手・駒越
齋藤 高子	三反田、奈良尾、上手町
朝倉 康直	原、厩所、大仏、一の海
羽山 登美子	大和合、牛立
前田 民江	三城
大澤 深志	主任児童委員